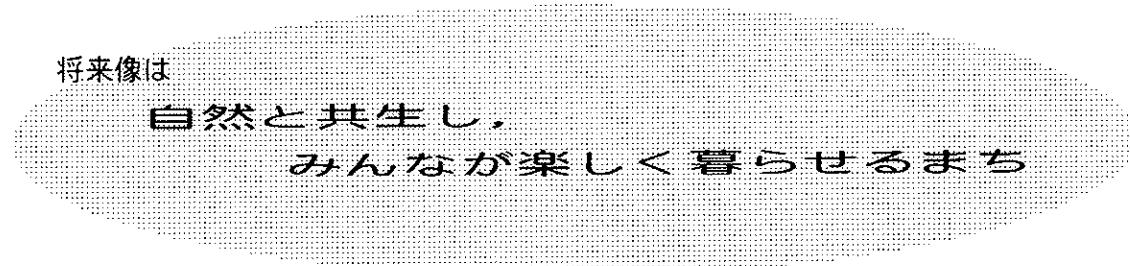


II 旭西部コミュニティ計画

(まちづくりの目標)



(まちづくりの体系)

1 快適な生活のあるまち

- (1)自然環境の保全と活用
 - ①鴻ノ森
 - ②その他
- (2)河川の水質浄化
- (3)公園・遊び場の整備
- (4)史跡等の保存整備

2 人にやさしい、あいさつの言えるまち

- (1)住民のモラル・マナーの向上
 - ①ゴミ・空き缶のポイ捨て防止
 - ②その他
- (2)高齢者が安心して快適に暮らせる地域づくり
- (3)地域活動の活性化
 - ①活動支援
 - ②施設の整備
- (4)教育環境の整備

3 安全な暮らしのあるまち

- (1)道路・歩道の整備
- (2)防災・防犯対策の充実

1 快適な生活のあるまち

地域のシンボルである鴻ノ森の自然の保全を図るとともに、ホタルの里の復活や自然学習の場づくり等の検討を行う必要がありますし、鏡川をはじめとする河川の水質浄化のために公共下水道の早期着手、合併処理浄化槽の普及、水切り袋の使用拡大を図らなければなりません。また、遊具の設置等の公園の整備についての取り組みも必要です。

(1)自然環境の保全と活用

①鴻ノ森

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・憩の場づくり ○地元組合と行政で話し合いの場を設定し、桜などの植栽について検討
- ・ホタルの里の 復活 ○楠谷川は、ホタルが生息しており、県のグリーンベルト事業等の導入も含め検討
- ・自然の活用 ○「観光みかん園」については、継続的に支援を実施していくが、今以上の利活用については、生産組合等所有者との十分な協議が必要
観光みかん園に障害児・者等施設の招待を実施中
- ・史跡や歴史の PR ○全市的な史跡、文化財の紹介や解説のなかで啓発・PR
- ・自然・化石等 ○鴻ノ森環境フィールドワークで、生き物、草花等の観察会を通じ、自然環境の勉強会 境の保全を訴えていくとともに、環境教育の実施を検討
- ・自然学習の場 づくり ○地元組合と地域、学校、行政で話し合いの場を設定し検討

中長期的に実施すべき事業

- ・遊歩道整備 ○現道の範囲で整備や案内板の設置について、県及び地権者と協議
※福井農道整備（法面）

他機関への要望

- ・説明板・案内 板の設置 ○公園墓地の休憩所又は公園の下に計画している駐車場への案内板設置について県へ要望
- ・啓発看板設置 ○県立自然公園内であり、県へ要請

②その他

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・環境監視員制 ※ 9年度環境全般の監視を行なう環境監視員30名を委嘱（10月1日予定）度
- ・河川の一斎清 ○浦戸湾・七河川一斎清掃の定着
掃
- ・街路樹の整備 ○具体的な箇所付けがあれば、関係機関で協議

中長期的に実施すべき事業

- ・自動販売機の ○景観形成の合意形成について関係者との十分な検討が必要規制

他機関への要望

- ・鏡川への遊歩 ○鏡川下流域では、順次整備が進められているが、上流域については、自然道設置 環境の保全について考慮した整備を県へ要望

(2)河川の水質浄化

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・事業所等の排 ○水質汚濁防止法、高知県清流保全条例、高知市公害防止条例、鏡川清流保水対策 全条例に基づく指導の強化
○具体的に事業所が分かれれば、調査を実施
- ・水切り袋 ○使用拡大のため、啓発用チラシの作成、広報紙等でPR
- ・合併処理浄化 ○設置のための補助金制度活用について普及促進
槽設置

中長期的に実施すべき事業

- ・公共下水道 ○下水道計画に基づき薊野塚ノ原線の整備と合わせ、順次整備

(3)公園・遊び場の整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・横内団地への ○7年度に横内北公園として、国有地の土地管理委託を受ける方法で開設済公園整備
- ・横内公園・福 ○一体的な整備は、法面等の所有者との調整や、両団地との一体化すること
井川一團地公園 についての同意が必要
- ・遊具の設置 ○内容等具体的に地元と調整後対応（いすみ公園、すみれ団地公園）

実施困難

- ・塚ノ原2号公園 ○町内会との話し合いで、球技をしないように注意看板を設置しており、高いフェンスの設置は困難

(4)史跡等の保存整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・史跡・歴史のPR ○文化財の公開や解説書の発行、文化財めぐり等を実施しており、今後も市民へのPRや情報提供を継続して実施

2人にやさしい、あいさつの言えるまち

一斉清掃の実施やゴミ出し、ペット飼育のマナーの徹底等清潔なまちづくりを進めるとともに、高齢者の活動の活性化のために、文化・スポーツ活動や世代間交流、介護教室の開催等にも努めなければなりません。同時に花いっぱい活動の展開や、交流イベントの開催、学校開放等の取り組みも必要となっています。

(1)住民のモラル・マナーの向上

①ゴミ・空き缶のポイ捨て防止

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ポイ捨て禁止 ○8年4月より「高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を一部条例改正し、環境重点区域内でのポイ捨て行為に対して罰則規定を設定
○今後、条例の考え方を基本に全市で美しいまちづくり活動を展開
- ・防止活動の展開 ○「初夏、秋のまちを美しくする運動」「クリーン缶ペーン」活動や、市民憲章推進協議会の環境美化運動を通じて、今後とも取り組みを充実
- ・小中学校での指導 ○環境教育との関わりから、授業での指導や、図画・工作、美術の授業でのポスター作成などについて検討
- ・家庭での指導 ○旭、旭東小学校区青少年育成協議会において、環境美化活動、仲間づくり活動を通して、啓発・指導を実施しており、その取り組みを継続

実施困難

- ・看板設置 ○管理面や啓発効果の観点から、現在は設置していない
- ・ゴミ箱設置 ○全市的に設置することは、維持管理面から困難
○ゴミ箱がゴミ置場となるなどの課題も多く、適正な管理を考慮し美化重点地域や公園などに設置しているが、必要に応じ見直し対応

②その他

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・産業廃棄物等 ○パトロール班を設置し、巡回指導を定期的に実施しているが、今後はさら
の不法投棄 に関係機関・団体とも連携を図り強化
- ・ペット飼育 ○犬の飼い主のマナー向上については、広報紙等を通じた啓発を継続
○春、秋の年2回の狂犬病予防注射の際に啓発用チラシを配布
- ・交通ルール ○交通安全指導員による学校での教育指導及び校区交通安全指導員等による
街頭指導を実施中

(2)高齢者が安心して快適に暮らせる地域づくり

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・活動組織 ○高齢者の組織としては老人クラブがあり、今後組織の活性化を図る
- ・文化・スポーツ活 ○高齢者の生きがいづくりのための老人福祉講座（華道、茶道、社交ダンス
動 民謡等）や健康増進のためのゲートボール大会、ペタンク大会を実施中
- ・世代間交流 ○地域の各種団体と連携を図りながら検討
- ・介護教室の開 ○現在、市内7カ所のデイサービスセンターの中で実施しており、将来的に
催 は、13カ所に拡充の予定
- ・声掛け運動 ○地域老人クラブの会員による、シルバーボランティアネットワーク事業の
実施
○地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の協力が不可欠
- ・ニーズの把握 ○在宅介護支援センターや、老人クラブ、地区社会福祉協議会の協力を得て
対応
○老人クラブや民生委員などを通じ、今後もニーズの把握に努める

中長期的に実施すべき事業

- ・高齢者の視点 ○「人にやさしいまちづくり事業」として8年度は中央地区をモデル地区と
でのまちづく して調査設計実施（10年より道路整備等の事業化予定）
り ○今後、面的拡大について、住民組織とさらに協議を深め検討

(3)地域活動の活性化

①活動支援

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・花いっぱい運　※美しいまちづくりの視点から、地域の花いっぱい会に花苗等の配布等で対動の展開　応
- ・地域活動の活性化　○地域でコミュニティ計画を実施、推進していくなかで、人材の派遣や、情報、まちづくり機関紙発行等のまちづくり支援事業により活動を支援
- ・交流イベント　○町内会等が実施する地域活性化のための事業等については、側面的に支援
- ・ボランティア活動　○活動への意識啓発や情報の収集・提供、活動者の養成・研修、団体間の交流、相談窓口等を主たる機能とした（仮称）ボランティアセンターを設置（10年度予定）
- ・一斉清掃　○地域での一斉清掃等清掃活動については、事前連絡があれば軍手、ゴミ袋の配付やゴミ収集の協力・対応は可能

②施設の整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・学校開放　○学校の余裕教室の活用については、余裕教室の場所が警備上支障のない限り開放
○特に旭小については、地域で利用する機会が多いようであれば、地元の意見を聞いて具体的に検討
- ・体育施設　○旭北部に新設される小学校の校庭・体育館の開放で対応

中長期的に実施すべき事業

- ・交流拠点施設　○「支所問題検討委員会」の報告を素案として、全市的な配置や機能について検討
- ・支所機能を持つ施設　○同 上

(4)教育環境の整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・小学校の建設　○（仮称）旭北部小学校は、10年4月開校予定
- ・校区の検討　○高知市立新設小中学校通学区域検討委員会を設置し検討

3 安全な暮らしのあるまち

安全な暮らしの実現のため、歩道の段差の解消や狭隘道路の拡幅、交通安全施設の設置等に取り組まなければなりませんし、緊急時にそなえた自主防災組織の結成や、避難訓練の実施、佐々木都市下水路の整備等の促進を図っていく必要があります。

(1) 道路・歩道の整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ 段差解消 ○歩道の段差解消は、全市的に交差点部分について実施中
- ・ 路面改修 ○具体的な要望により、調査し対応
- ・ 側溝への蓋掛け ○有効幅員4.0m以下の市道については、地元全員の同意があれば側溝整備時
に蓋掛けを実施
- ・ 旭街16号線 ○歩道整備を実施中
- ・ 旭街633号線 ○部分拡幅で完了
- ・ 交通安全施設 ○カーブミラー：信号機、歩道のない事故多発地点に現地調査のうえ設置
○ガードレール：基本として1.5m以上の高低差のある箇所について整備中

中長期的に実施すべき事業

- ・ 信号機の設置 ○米田橋東詰め三叉路への信号機設置については、交通量からみて必要性が
低いと考えるが、なお地元で再検討
○県警への要望が必要

実施困難

- ・ 旭街104号線 ○用地の提供が期待できず困難
- ・ 横内南光台～
佐々木団地を
結ぶ道路 ○通過交通が増加し、住環境悪化が予測されることから困難

他機関への要望

- ・ 街路灯設置 ○高知北環状線（薊野塚ノ原線）への街路灯設置について県へ要望

(2)防災・防犯対策の充実

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・**自主防災組織** ○地域の実情の応じた防災、避難体制を住民自らが検討することが重要であり、自主防災組織結成へ向け積極的に対応
○組織が行う放送設備の設置等、防災施設の整備事業に対し、事業費の一部助成を実施（9年度から助成率1/2、限度額50万円）
※防災広報事業として、地震対策市民啓発用パンフレットや避難所等掲載地図の作成及び配布
- ・**避難訓練等** ○防災に関する基礎知識と行動力を身につけるため、要望があれば避難、消防訓練等について積極的に支援
- ・**横内星ヶ岡公園西側の擁壁** ○塚ノ原町内会との話し合いを経て、7年10月より月1回の割合で、擁壁の安定度について調査を実施
- ・**佐々木都市下水路** ○工事施工区間の市民の理解・協力が課題であるが、積極的に整備促進に努力